

防災ニュース

NO.

214

巻頭言

「高齢者の火災事故を防ぎ、
安心安全社会の実現へ」

予防行政の取り組み紹介
～水戸市消防本部の予防行政～



2018. 5



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

〔巻頭言〕 高齢者の火災事故を防ぎ、安心安全社会の実現へ 全国防炎加工振興会 会長 加藤 英雄	2
--	---

〈予防行政の取組み紹介〉

水戸市消防本部の予防行政 水戸市消防本部 火災予防課長 大内 康弘	4
--	---

〈連載 第1回 防炎規制と火災〉

着火物と防炎規制 東京理科大学総合研究院教授 小林 恭一	9
---------------------------------------	---

こんなところに防炎製品 (公財) 日本防炎協会 広報室	13
-----------------------------------	----

統計からみた最近の建物火災の傾向について 消防庁消防研究センター技術研究部主幹研究官 鈴木 恵子	15
---	----

協会からのお知らせ

防炎製品「布張家具等完成品側地」の認定開始について.....	21
--------------------------------	----

防炎講座随時募集 平成29年度実施結果及び平成30年度開講予定	26
--	----

平成30年度防炎加工専門技術者講習会等の開催について	28
----------------------------------	----

平成30年度事業計画書・収支予算書	30
-------------------------	----

「バリアフリー2018」出展報告	33
------------------------	----

防炎北から南から	38
----------------	----

協会ニュース	41
--------------	----

〔巻頭言〕

高齢者の火災事故を防ぎ、 安心安全社会の実現へ

全国防災加工振興会 会長 加藤 英雄



全国防災加工振興会は昭和43年12月に初代会長渡部茂行氏をはじめ役員諸氏の熱意とご努力のもと、任意法人日本防災協議会他関連団体各位のご指導を受け発足、本年新たな未来に向けてスタートを切ったところでございます。

この間、当会の基本理念である尊い生命と財産を火災から守り、安心安全な社会づくりに貢献すべく、カーテン・暗幕・のれん等業務用家庭用を問わず防災二次加工普及に向け活動を続けてまいりました。

昨今では難燃性素材の製品が多く出回るようになり、防災二次加工製品の扱い数量は以前より少ないのが現状です。しかしながら、周囲を見渡すと当会として防災品の品質の維持向上や普及拡大と、防災思想の啓発への取組は未だ不十分で活動の余地はあるのではな

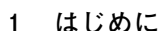
いかと思われます。

そうした中このところの火災発生現場を見ますと、住宅火災をはじめとして各種の高齢者向け施設の火災が増え、多数の犠牲者が出て誠に憂慮すべき状況となっており、火災被害の拡大を食い止める防災品の果たす役割は大きく、その普及とより強力な防災品の開発、二次加工技術の向上が急務とされるところです。

今後当会としてなすべきことは、防災二次加工品の普及拡大とイノベーション、一方で防災ラベル管理強化、加工技術の研修による品質管理の徹底などで需要拡大を図ることと思慮します。そしてこれらの活動を全国展開するためには、更なる会員の増強と情報交換を兼ねた交流促進が不可欠で、これには公益財団法人日本防災協会のご指導と防災関係諸団体との緊密な連携が欠かせません。

当会は日本防災協会の会員組織においては、二次加工部会に属しており、防災二次加工の普及と拡大促進のため、加工実績を中心にして他の二団体（日本クリーナーズ防災協会、日本防災処理工業会）との定期的な連絡協議を行い二次加工市場の拡大を図っておりますが、より強固な連携も必要とされるところです。

これからも当会の使命を掘り下げつつ、積極的な展開を試み、地域社会への貢献と発展に努めて参りたいと思っております。

[illegible]

防災ニュースNo.214 (2018年5月)

2 水戸市消防本部紹介

消防本部は、東日本大震災により市役所本庁舎等が甚大な被害を受けたため、総合防災拠点として本庁舎防災センターを備え再建される市役所（平成30年冬竣工予定）の中に設置予定となっており、災害発生時の迅速な初期活動や応急対策の実現のため各部局との一体化を図り、安全なまちづくり体制のさらなる強化に取り組んでいます。

水戸市・城里町（事務委託）

管轄面積 397.12km²

管轄人口 約290,000人

消防体制 4課2署9出張所

消防職員数 341人

消防車両 36台

救急車両 12台

平成25年に完成した北消防署は、自家発電設備、地下燃料タンクなど様々な機能を備えており、地震などの大規模災害時に活動拠点として消防署の機能を維持できるよう、免震構造となっております。



北消防署

3 予防業務体制

- ・令別表防火対象物 約10,400棟
- ・危険物施設 約700施設

当消防本部の予防業務体制は、火災予防課（予防係、査察係、違反対策係）、各署の消防業務担当で構成されています。

予 防 係 ・火災原因調査

火災予防思想の普及等

査 察 係 ・建築物確認の同意
立入検査
危険物の規制等

違反対策係 ・防火対象物の違反処理

各署消防業務 ・火災原因調査

立入検査

自衛消防訓練指導

毎年、年末時期に風俗等の協会と協力して立入検査を実施し、各事業所への指導を行っています。防災製品の使用についての説明では、パンフレット「防災物品いろいろ」を活用しており、関係者からは「分かりやすい」とのご意見を頂いております。昨年は、繁華街において警察及び保健所合同の総勢70人体制で夜間特別立入検査を実施し、利用者等の安全確保に努めました。



三部局合同夜間特別立入検査

また、火災予防運動期間中に警察の協力を得て移動タンク貯蔵所の路上立入検査を実施しています。直接埋設の一重殻地下貯蔵タンクを有する危険物施設では、流出防止対策の指導を計画的に行っています。

防火管理講習会では、甲種、乙種、再講習について防火上必要な知識を習得できるように年4回開催しております。



防火管理講習会



防災コーナー

4 住宅防火対策等

- (1) 住宅火災による死者を軽減するため、75歳以上の高齢者及び65歳以上の視覚障害者のひとり暮らし世帯防火点検を年間通して実施しております。



防火点検

また、専門技術者による適切な防火点検をして更なる火災予防を図るため、火災予防運動期間には、電気、ガス業者及び女性消防団員と連携し防火点検を実施しています。地区ごとに開催される防災訓練では、煙体験エリアに住宅用火災警報器コーナーを設ける等、設置率向上に向け広報活動をしています。



- (2) 外国人技能実習生に向けて、火気使用や火災予防、救急関係等の研修を定期的に開催し火災予防に努めています。



外国人研修状況

- (3) 地元ラジオ番組に生出演し、日頃の業務内容、住宅用火災警報器の重要性や火災原因等の予防広報を行い、防火意識の高揚を図りました。



ラジオ出演

5 民間防火組織等

- (1) 水戸市女性防火クラブ連合会（32クラブ約10,000人）は、平成元年に発足され県内1の会員数です。「家庭から火を出さない」のスローガンを掲げ地域の輪を広げ活躍しています。



街頭広報（水戸黄門まつり約100人参加）

- (2) 幼年消防クラブ31クラブ約1,500人は、「ぼくたち、わたしたちは火遊びはしません」を合言葉に火の大切さや恐ろしさを学び、小さな消防士として広報活動をしています。



茨城県幼年少年婦人防火大会

- (3) 外郭団体（水戸市防火管理協会・水戸市危険物安全協会）では、各事業所における火災予防や安全管理に取り組むとともに、管内全域に広報活動を展開しています。



水戸市オリジナル防火ポスター

6 違反対象物への対応

平成29年4月1日違反処理事務の専門部署として「違反対策係」を発足しました。今年4月1日から運用開始する「違反対象物公表制度」に向け、立入検査の強化を図るとともに、違反を生じさせない対策として建物に関係する団体等の会議開催の機会を捉え、説明に出向し周知をしています。違反関係者に寄り沿った行政指導を、また不利益処分に係る違反処理について都道府県違反是正支援アドバイザーを中心に課一丸となって取り組んでいます。

**消防法令違反の建物を
ホームページに公表します**
(違反対象物の公表制度)

■建物を利用される皆様の安全・安心のために・・・

運用開始 平成30年4月1日から

違反対象物公表制度とは 建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断ができるよう、消防法令違反情報を公表する制度です。

● **公表の対象となる建物**は、

ホテル、飲食店、店舗などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で寝る方が利用する建物

● **公表の対象となる違反項目**は

消防用設備等の未設置
 ●屋内消火栓設置
 ●スプリンクラー設置
 ●自動火災報知設備

● **公表の手続き**は

違反の内容を通知した後、14日を経過しておき、同一の違反が認められる場合に水戸市ホームページに掲載します。

● **公表する内容は**

●建物名称 ●所在地 ●違反の内容

防火対象物の関係者の方々へ
 建物の増築や接続又はテナントが入れ替わる用途変更により、公表の対象となる設備が必要となる場合があります。このような変更を検討されている場合は、事前に火災予防課に相談してください。

問い合わせ先 ■水戸市消防本部火災予防課

相談相談 ☎221-0163
公開制度 ☎221-0644

不動産業を営む皆様へ

水戸市消防本部からのお知らせです。

- 消防法令違反の建物をホームページに公表します。
 建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断ができるよう、消防法令違反情報を公表する制度です。詳細は別添のリーフレットをご覧ください。【運用開始：平成30年4月1日】
- 建物に設置されている消防用設備等は点検が必要です。
 建物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置されている消防用設備等が、いざという時に確実に機能し稼働を確保することができるよう、定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。詳細は別添のリーフレットをご覧ください。
- 建物を新築、増築または建物の用途やテナントを変更して、使用しようとする方は、使用を開始する日の7日前までに、防火対象物使用開始届出書を消防長に届け出る必要があります。
 Q なぜ必要なの？
 A 防火の専門家の立場から届出内容を確認して、消防用設備等の設置状況などを事前に審査・指導することにより、建物の安全性を確保するためです。

問い合わせ先
 水戸市消防本部火災予防課
 違反対策係（公益相談）/ 営業係（設備点検・使用開始届）
 電話 ☎221-0644 / 相談 ☎221-0163
 ※水戸市・埼玉県以外の建物については、管轄する消防本部にお問い合わせください。

水戸市消防本部からのお知らせ
**テナントの入居や建物の増改築により
知らない間に消防法違反!?**

テナントの入居や建物の増改築によって、知らないうちに消防法違反となっていることがあります。これらをお見逃しの方は、必ず消防本部に相談し、必要な届け出をしてください。

◆ **消防法違反の例**

5階 事務所	5階 事務所	最上階のビルでテナントに飲食店や美容室など不特定多数の方が利用する用途が入居すると、消防法違反が認められ、必要となる場合があります。
4階 事務所	4階 事務所	
3階 事務所	3階 事務所	
2階 店舗	2階 店舗	
1階 店舗	1階 店舗	

◆ **消防法違反は？**

- 防火対象物の対象となります。**
 消防法に基づく命令や指図による罰則を受ける場合があります。
 また、命令を受けると建物の防火設備が正常に機能する確率が低下するなどのリスクも発生します。
- 違反建物をホームページに公表します。**
 ホテル、飲食店、店舗など不特定多数の人が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人で寝る方が利用する建物で、消防法違反が認められ、消防用設備が設置されていない消防用設備を水戸市のホームページに掲載します。

◆ **必要な届け出は？**

新しく店舗や事務所などを増築する場合は、「防火対象物使用開始届出書」を消防署に提出する必要があります。事前に火災予防課に提出し、必要に応じて消防長から指導を受ける場合があります。

問い合わせ先 ■水戸市消防本部火災予防課

相談相談 ☎221-0163
公開制度 ☎221-0644

※水戸市・埼玉県以外の建物については、管轄する消防本部にお問い合わせください。

7 おわりに

予防行政については、住民の生命、身体及び財産を火災から保護することに、欠かすことのできない業務であるため、更なる強化に取り組んで参ります。

着火物と防災規制

東京理科大学総合研究院教授 小林 恭一 博士(工学)

はじめに

防火対策の最も基本的な手段は、「火災を出さないこと（出火防止）」です。出火防止対策の有力な手法の一つが、建材や家具調度品など身の回りにある物品を燃えにくくしておくことです。このため、消防法では、「防災規制」が行われています。

防災規制とは、高層建築物や地下街のほか、劇場や病院・高齢者施設など用途的に見て火災が発生した場合に人命危険が高いと考えられる建築物（消防法では「防火対象物」と言います。）で用いられるカーテンやじゅうたんなどに一定の難燃性能（消防法では「防災性能」と言います。）があるものを使うよう義務づけている規制のことです。

ここでは、防災規制の意味、内容、効果、建築基準法の内装制限との関係、諸外国との比較などについて、数回にわたって解説します。

着火物

建物内にある物品のうち、難燃化しておくとお出火防止に効果があると考えられるものとして、建材、家具調度品、衣服などが挙げられます。

表1は、日本の火災統計で、建物火災の際に最初に着火した物品（以後「着火物」と言います。）別の出火件数を見たものです¹⁾。

表1 建築物・車両等の火災の着火物別出火件数(平成26年～28年平均)と難燃規制等の状況
(平成28年火災年報(消防庁防災情報室)より作成)

	着火物	H26～H28 年平均	比率(%)	難燃化 可能性	規制等
建築物・建具・ 車体・船体・ 機体	電線被覆類	870	23.0	○	難燃(電)
	柱、けた、はり	256	6.8	○	(難燃)
	板張・ベニヤ板	241	6.4	○	難燃
	土台	117	3.1	○	
	カーペット	107	2.8	○	防災(法)
	木ずり	103	2.7	○	
	椅子・ソファ	99	2.6	○	防災(△)
	畳	99	2.6	○	
	カーテン	87	2.3	○	防災(法)
	板屋根	75	2.0	○	
	その他	1,722	45.6		
	小計	3,776	100.0		

建築物(車両・船舶・航空機) 内収容物	合成樹脂と成形品	2,946	15.5	○	
	動植物油等	1,971	10.4		
	袋及び紙製品	1,772	9.3		
	ごみ屑	1,492	7.9		
	ふとん・座ぶとん・寝具	1,401	7.4	○	防災 (△)
	衣類	1,226	6.5	○	防災 (△)
	繊維製品	1,009	5.3	○	防災 (△)
	紙屑、わら屑	850	4.5		
	第一石油類 (ガソリン等)	745	3.9		
	第二石油類 (灯油等)	570	3.0		
	その他	4,994	26.3		
	小計	16,030	84.5		
	建築物・車両・船舶・航空機合計	19,806			

(凡例) 防災 (法) : 防災規制 (消防法) の対象

防災 (△) : 防災製品認定制度 (任意) の対象

難燃 : 内装制限 (建築基準法) の対象

難燃 (電) : 電気関係規制 (消防法を含む) の対象

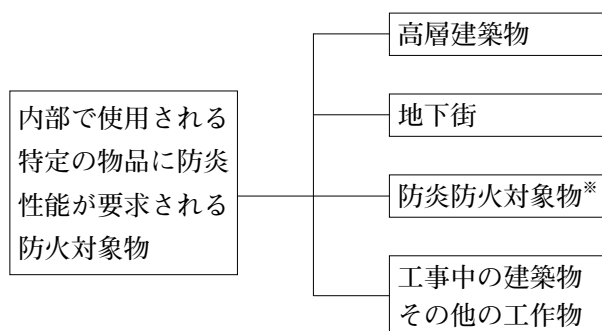
これら着火物となった物品のうち火災件数の多いものを難燃化しておけば有効な出火防止対策となりますが、調理用の油や紙くず、木くずなどを難燃化しておくことはできないため、可能なものは限定されます。このような限界性を考慮し、難燃化が可能なものを表1の「難燃化の可能性」の欄に○を付けて表示するとともに、それらが何らかの難燃化方策の対象となっている場合には、「規制等」の欄に(凡例)のように記載してみました。これを見ると、統計上着火物となる比率が高い建材や物品については、何らかの難燃化方策がとられていることがわかります。

ここで、「防災 (法)」とは消防法第8条の3に基づき防災規制の対象となっていることを指し、「(防災 (△))」とは(公財)日本防災協会による防災化推奨制度(防災製品)の対象となっていることを指します。なお、「難燃」には特に断らない限り「防災」の意味を含む一般的な用語として用いることとします。また、柱・けた・はりの規制の欄に(難燃)としたのは、内装に該当する場合には難燃規制の対象になりうると考えて、括弧書きとしたものです。

性能については後述しますが、一般に、消防法施行令(以下「消令」と言います。)第4条の3第4項に定める防災性能は建築基準法施行令(以下「建基令」と言います。)第1条第6号に定める「難燃材料」の有する性能に比べると低くなっています。

消防庁火災報告データに見る防災規制の効果

消防法令上、防災規制の対象となる防火対象物は、図1に掲げるものです。



※ 防災防火対象物：劇場や病院・高齢者施設など火災が発生した場合に用途的に見て人命危険が高いと考えられる防火対象物

図1 防災性能が要求される防火対象物
(消防法第8条の3第1項、同法施行令第4条の3第1項)

防災規制の対象となっている防火対象物は、そうでないものに比べると、規制対象となっている物品（消防法令上「防災対象物品」と言います。）に着火した火災が少なくなるはずですが。このことは、消防庁の火災報告データ²⁾を分析することによって検証することができます。

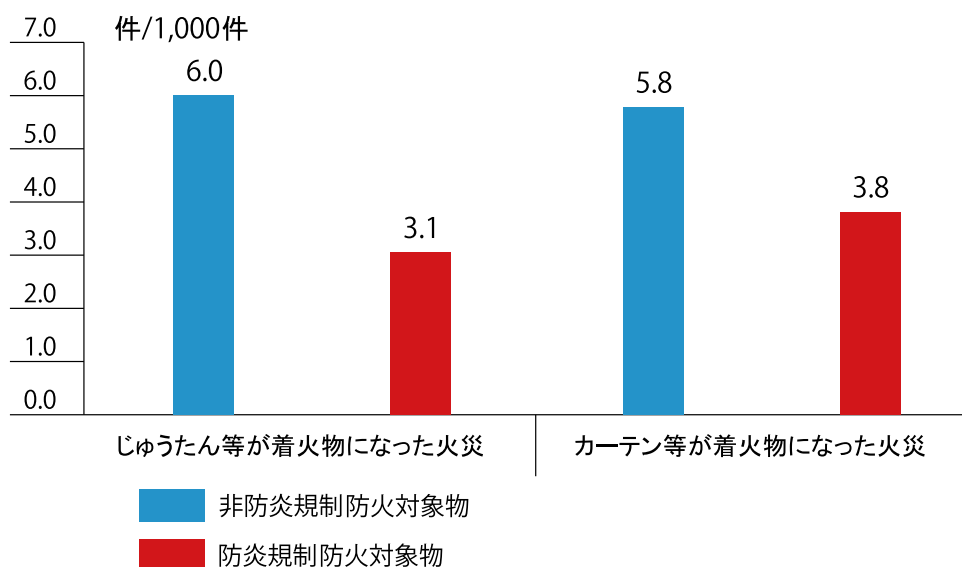


図2 防災規制の有無別に見た防火対象物火災1000件当たりの着火物別火災件数(2015年)
2015年消防庁火災報告データより作成

防災規制防火対象物：防災防火対象物・地下街及び11階以上の建物 火災件数 3,934件

非防災規制防火対象物：上記以外の建築物（住宅を含む） 火災件数 18,158件

じゅうたん等：上敷き、むしろ、カーペット、じゅうたん(固定)

カーテン等：アコーディオンカーテン、すだれ・よしず、カーテン

図2は、2015年火災報告データをもとに、防災対象物品となっている「じゅうたん等」と「カーテン等」に着火した火災が、火災1,000件当たりで見ても、防災規制の対象となっている防火対象物とそうでないものとの間でどのくらい違うか見たものです。

図2から、防災規制の対象となっている防火対象物の場合、それ以外のものと比べて、着火物別の火災発生件数が火災1,000件当たりで、じゅうたん等で約半分、カーテン等で約3分の2になっていることがわかります。

これを見ると、防災規制は十分効果を上げていると言えそうですが、期待したより効果が少ないような気がします。その理由は次のようなものだと考えられます。

- ① 用途によってカーテン等やじゅうたん等の使用率が違うと考えられること（例えば、じゅうたんやカーテンを使っていない倉庫であれば、じゅうたんやカーテンに着火する火災は0となります。）

ちなみに防災規制防火対象物の火災3,934件中、出火した部屋で防災対象物品を使用していなかったものは1,989件（50.6%）でした。非防災規制防火対象物の火災18,158件のうち、出火室で防災対象物品を使用していなかったものはもっと多いのではないかと考えたのですが、カウントできませんでした。

- ② 防災規制の対象となる防火対象物であっても、消防法に違反して、一部又は全部のカーテン等やじゅうたん等に防災性能がないものが使われている可能性があること。

ちなみに、防災規制防火対象物の火災3,934件中、出火室で防災対象物品を使用していたものは1,945件、そのうち全て防災物品だったもの（適法のもの）は882件（45.3%）だったのに対し、一部防災物品（一部違反）だったものは294件（15.1%）、全て防災物品でないものを使用しているか又は不明なものは769件（39.5%）、合計1,063件（54.7%）に達しています。

- ③ 市販のじゅうたんやカーテンの中には防災性能があるとうたっていないくても、一定の防災性能を有するものがかなりあるため、防災規制の対象と非規制対象との間で差が出にくいこと。

このことについては、後で詳しく見ていきます。

【注】

- 1) 火災年報第73号、平成28年、総務省消防庁防災情報室、第3-17表 全火災の年別・着火物別出火件数
- 2) 国内で発生する全ての火災は、消防機関が詳細に調査し、毎年一定の様式に基づいて消防庁に報告されます。これをまとめたものが「〇年火災報告データ」と呼ばれるもので、一般にも公開されています。消防庁では、このデータを分析して消防白書や火災年報を作成しています。

こんなところに防災製品

(公財)日本防災協会 広報室

「静岡市民が選んだ逸品」に 防災頭巾 ～市民が「100年先まで大切 に残していきたい」として選 んだ防災製品～

平成29年冬、静岡市が開催し市民が選ぶ静岡市逸品「しずおか葵プレミアムAWARD2017」において防災認定を受けた防災頭巾が選ばれたとの情報が入り、この事業を推進している静岡市経済局商工部産業振興課の寺田主任主事と、この逸品を製作した地元のファシル株式会社の八木代表取締役にお話を聞きましたのでお知らせします。

この「しずおか葵プレミアムAWARD2017」は、市民の投票で選ばれた商品を静岡市の地域ブランドとして静岡市が認証し、PRや販促等のサポートをする事業です。市内の事業者から応募のあった31品のうち専門家による1次審査を通過した15品について、約2ヶ月半かけて市民投票を呼びかけたところ、約19,500票の投票を得て、その中で得票数の多かった7品が「しずおか葵プレミアムAWARD2017」認証品として決定されました。認証品は、市民にとってなじみのある銘菓・お茶に関連する商品や漆工芸品など、永く市民に親しまれてきた、自

信を以って全国の皆さんに発信できる品々です。平成30年度は、これらの認証品を積極的にPRすることでした。



市民が選んだ防災頭巾



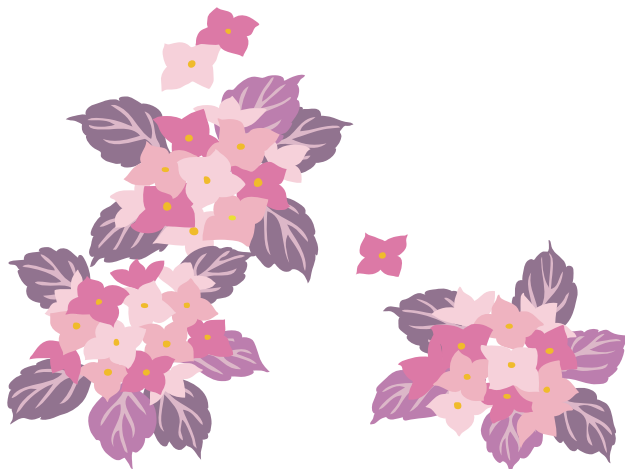
市民投票を呼びかけるチラシ

市民が「100年先まで大切にしたい」として選んだ防災頭巾は、35年以上にわたり静岡市内の小中学校に採用されており市民の誰もが知るなじみの品

です。八木代表取締役は、「普段はカバーに入れて椅子の座布団として使われている。親しまれている一つの例として、一つの防災頭巾を小学校だけでなく、手直ししながら中学高校でも使い続け、中には東京の大学に進学する折にも持参する人がいると聞いている。丈夫で長持ちし、子供だけでなく広く地元市民にとって安全安心の必需品となっている」と自信を以ってエピソードを話され、このエピソードを聞き、静岡市の逸品に選ばれる理由の一端を知ることができました。また、「防災頭巾を学校に納めるにあた

り、以前に比べて防災の認定を受けた防災ラベル付き指定する学校が増えてきており、防災の認知が広がっている。近年では、県外の大きな地震被害に遭われた地域への支援品として防災ラベルの付いた防災頭巾が選ばれている」と話されていました。

この度市民が選んだ防災頭巾は、東海地震の発生が危惧され、大被害が予想される当地にあって、永年に渡り市民の安全安心グッズの一つとして広く認識されていることの証と言っても過言ではないでしょう。



統計からみた最近の建物火災の傾向について

消防庁消防研究センター技術研究部主幹研究官 鈴木 恵子

1. はじめに

国内では毎年約4万件の火災が発生して多数の人命や多くの財産が失われていますが、近年、火災件数や死者数が減少傾向にあります。この減少傾向の要因としては、経済活動の状況や、人口の減少、あるいは人口の年齢構成の変化、各種の法令や基準の影響など様々なものが考えられますが、何がどの程度影響したかを明らかにすることは大変困難なことです。そこで、本稿では建物火災を中心に、火災と死者の発生状況について、統計から大まかな把握を試みたいと思います¹⁾。

2. 出火件数の長期推移

図1は昭和30年以降の出火件数の推移を示したものです。昭和30年代から始まる高度成長期（1955年～1970年ごろ）と期を同じくして国内で発生した火災件数は増加の一面を辿り、1970年代にピークに達したのち緩やかに減少し、1990年代後半から再度増加したものの、2005年以降は顕著な減少傾向を示しています。

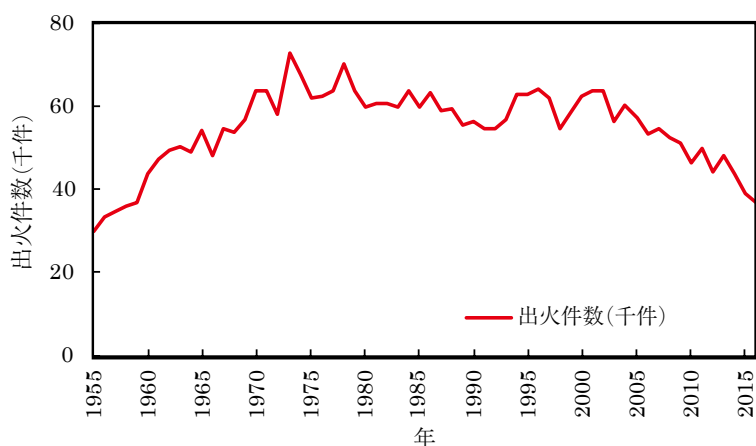


図1 出火件数の推移^{2) 3)}

3. 火災種別のうちわけ

火災は統計上、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災とその他の火災に分類されます。1981年以降の出火件数に占めるこれらのうちわけをみると（図2）、多少の増減はあるものの、概ね建物火災が全火災の2/3程度を占めていて、さらにそ

の半分程度が住宅火災であることが判ります。

図3は建物火災とそれ以外の火災に分けて、建物火災については火元の建物の構造別のうちわけを示したものです。どの構造からの出火も、火災件数全体の減少と共に減っているように見えますが、建物火災だけを取り出して、火元建物の構造別の割合の推移をみると（図4）、木造建物からの出火は1981年には建物火災の約6割を占めていたのが、2014年には約4割にまで減少していて、防火構造からの出火も約1割から約5%に減っている一方で、鉄骨造や鉄筋コンクリート造等の非木造耐火・準耐火構造からの出火は約1割から2割に倍増していることが判ります。木造の建物は建て替えや除却で減少し、鉄筋コンクリート造のマンション等が増えるなど、建物や住戸数の変化の影響が推察されます。

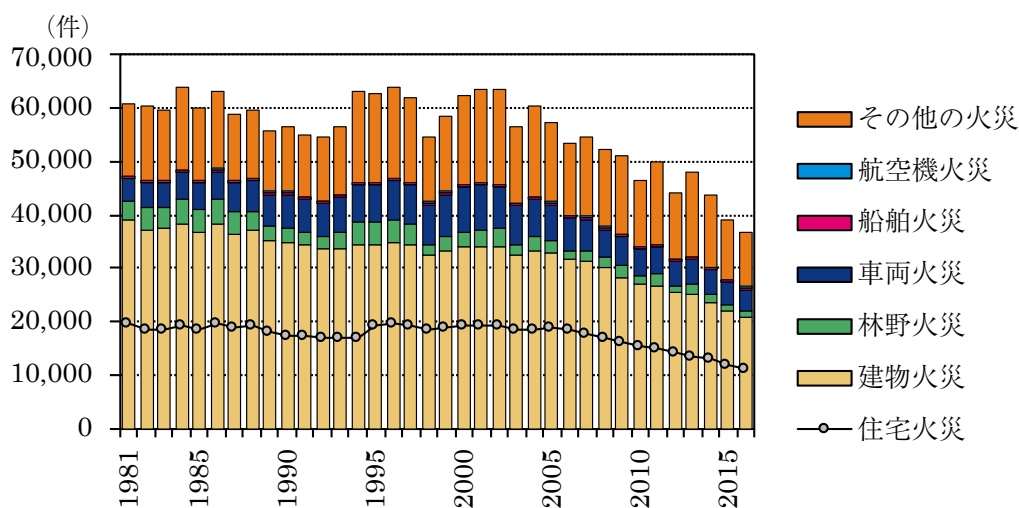


図2 火災種別別の出火件数の推移

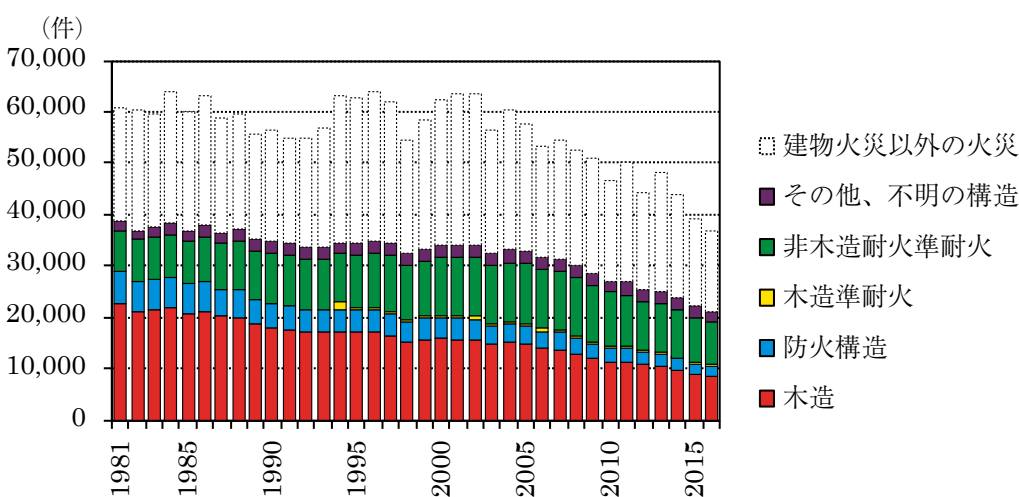


図3 建物火災の火元構造別出火件数の推移

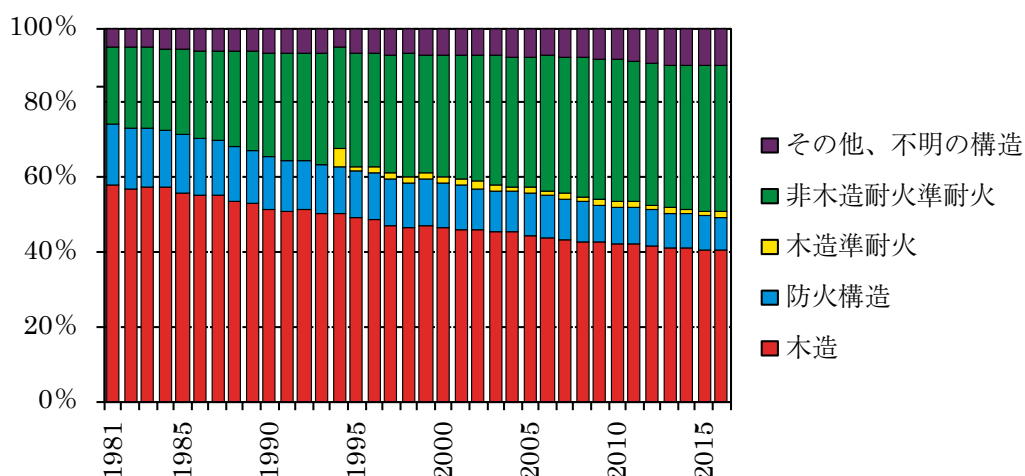


図4 建物火災の火元構造別割合の推移

4. 死者数の推移

一方、死者数は1981年以降増加傾向を示し、2003年の2,248人をピークにその後は減少傾向にあります（図5）。1995年（平成7年）は2,356人と突出していますが、これは阪神・淡路大震災の影響を受けたもので、特異年となっています。

2016年（平成28年）は1,452人が亡くなっていますが、このうち建物火災による死者は1,120人で、火災による死者の77%を占めています。火災件数に占める建物火災の割合が約2/3でしたから、建物火災は、それ以外の火災に比べて死者を生じやすいということが判ります。

また、建物火災による死者数を、火元建物の構造別に見ると、2016年は、木造が741人（66%）、防火木造が141人（13%）、木造準耐火造が12人（1%）、非木造準耐火と耐火造が181人（16%）、その他の構造が45人（4%）となっています（図6）。建物火災の中での構造別の割合はほぼ一定で推移していて（図7）、木造建物から出火した火災での死者が6割強を占める状態が30年以上続いていることが判ります。

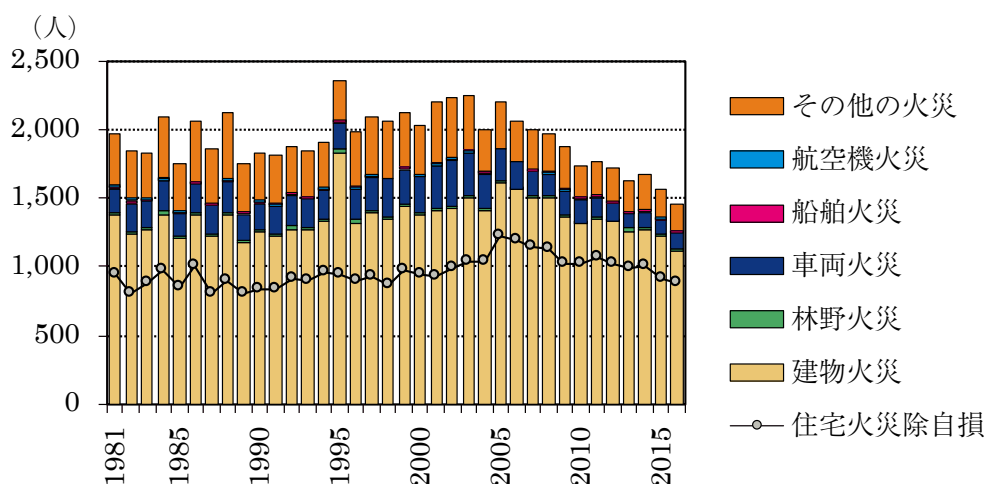


図5 火災種別別の死者数の推移

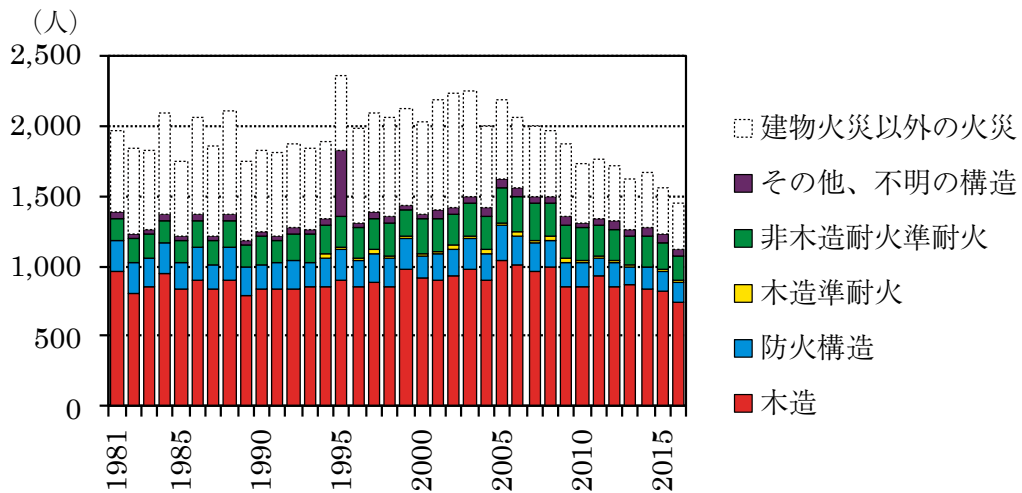


図6 建物火災の火元構造別死者数の推移

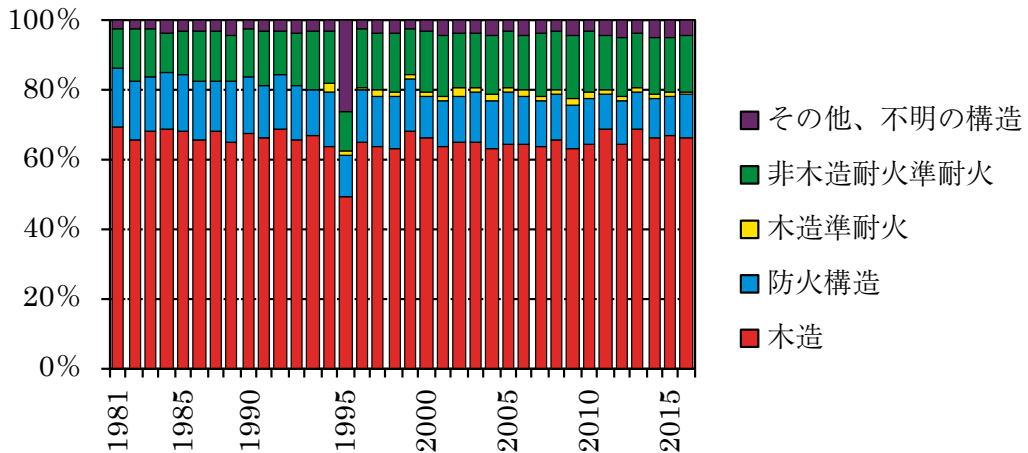


図7 建物火災の火元構造別死者数の割合の推移

5. 建物火災の火災100件あたりの死者数の推移

では、火災100件あたりでみたときの、死者の発生状況はどのようになっているのでしょうか。図8は、建物火災の火元の構造別に、火災100件あたりの死者数の推移を示したものです。木造と防火木造の建物から出火した火災では、火災100件あたりの死者数が急速に増加していて、この約30年間に、木造建物では約4人/100件から約8人/100件、防火構造も約3.5人/100件から約7人/100件とほぼ倍増しています。一方、非木造耐火準耐火（いわゆる鉄骨造）と耐火構造（鉄筋コンクリート造）では、2人/100件でほぼ一定です。

つまり、木造や防火木造の建物では出火すると、人命が失われる危険が、この30年余りで倍増しているということです。特に木造建物から出火したケースでは、ぼや火災も含む火災10件に1人が亡くなるという非常に深刻な状況です。

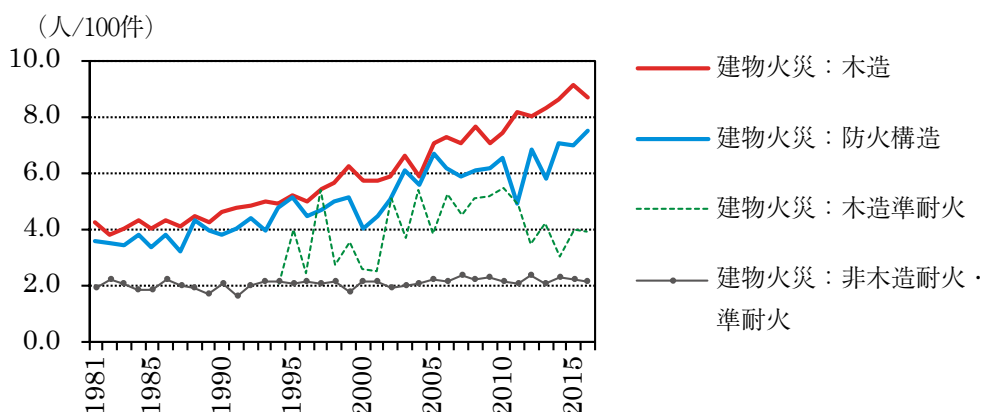


図8 建物火災の構造別火災100件あたりの死者数の推移

6. 建物火災の火元構造別の死者の年齢構成

木造や防火構造の建物の火災の多くは住宅の火災と考えられますが、住宅火災では高齢になるほど死亡リスクが高まることが知られています。そこで火元構造別の死者の年齢構成を示したのが図9です。いずれの構造でも高齢者の割合が増加していますが、この30年間に、木造建物からの火災による死者のうち、75歳以上の割合が約20%から約50%と増加し、半数を占めるに至っています。防火木造でも約15%から約40%への増加となっています。その一方で、死者発生率がほぼ一定の非木造準耐火・耐火造でも、75歳以上の占める割合は増加しています。居住者の高齢化と建物の所与の防火性能や経年劣化等が複雑に絡み合って、死者の発生率が推移していると考えられます。

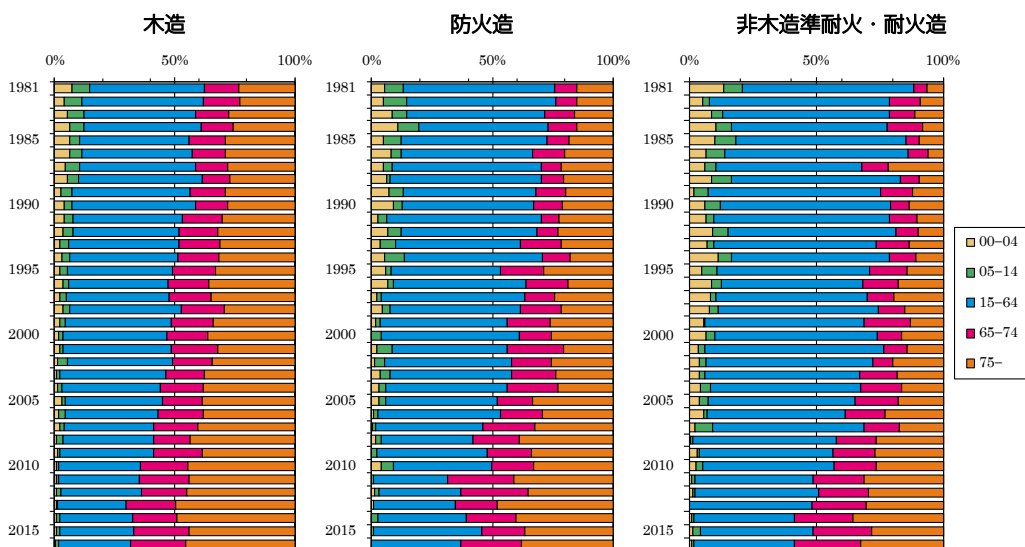


図9 建物火災の火元構造別死者の年齢構成の推移

7. おわりに

火災件数や死者数が減少傾向にある中で、建物火災については主に火元建物の構造に

着目して大まかな傾向の把握を試みました。木造建物から出火する火災は減少しているものの、一旦出火すると非常に高い割合で人命が失われ、その危険は急激に増加していました。火災を予防し、被害を最小限に抑える観点からは、このような高リスク層での効果的な対策や働きかけの方法を考える必要があります。

参考文献

- 1) 鈴木恵子：木造建物火災の現況（第19回消防防災研究講演会）、第63回全国消防技術者回議資料、pp.20-30、2015.11
- 2) 日本火災学会編：火災便覧第3版、1997.5
- 3) 消防白書

消 防 機 関 の 皆 さ ま へ

防災物品・防災製品の普及・奏効例を ☆お知らせください☆



防災物品（カーテン、暗幕、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板、舞台において使用する幕および大道具用の合板、工事用シート）、防災製品（寝具類、衣服類、テント類、シート類、幕類、自動車・バイク等のボディカバー、布張家具等、防護用ネットほか）の普及活動事例及び火災をくい止めた事例を「防災ニュース」誌上でご紹介したいので、ぜひご一報ください。

（公財）日本防災協会 広報室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692

防災製品「布張家具等完成品側地」の 認定開始について

(公財)日本防災協会 技術部

平成29年12月5日に開催された「防災製品認定委員会」の審議を経て、「防災製品性能試験基準」の改訂を行い、平成30年4月1日より施行しました。

事業者の皆様には「布張家具等完成品側地」についてご理解をいただき、試験申請並びに事業運営のご検討をいただきますようお願いいたします。

改訂の経緯及び改訂内容は以下の通りです。

1. 布張家具等完成品側地認定開始の経緯について

屋内で使う家具調度類について、カーテンを除いたもののうちで比較すると、椅子・ソファ・ベッドが、タバコやマッチのような小さな火源で着火物になった火災件数が多く、昭和61年に布張家具等を防災製品に加え（椅子、ソファ、ベッド（スプリングマットレス）、座椅子、衝撃安全クッション、家庭用クッション等が該当します）、普及を通じて火災予防を推進してきました。

非常に燃えやすいウレタンフォームなどが詰物材料として内部に使用される大きなボリュームのソファ等は、一旦燃えると燃焼速度が著しく速く、発熱カロリーも非常に大きく、あっという間に大火災・大惨事に発展します。

しかしながら、防災品の普及の目安となる防災ラベルの交付枚数は、昭和61年以降、平成19年度をピークに漸減傾向にあり、普及には程遠い状況にあります。

現状の防災製品「布張家具等（完成品）」は、製品番号の維持や品質管理の試験等でコストと手間がかかるため、販売量が見込めるオフィス家具が中心で、主にオフィス家具メーカーが事務用回転椅子・会議用椅子・応接用椅子・ロビー用椅子・劇場ホール用椅子などの防災タイプモデルをカタログ掲載し、企業・官公庁・劇場・公共ホールなどに展開しているのが実状で、住宅やホテル、施設等の1脚単位で、デザインやカラー及び価格が選定の基準となる一般ユーザー向けには、ほとんど展開できない実状があります。

平成25年9月1日から、布張家具等に新たに「張替用布張家具等側地」を規格化し、防災製品に追加しました。

これは、介護施設・ホテル・病院及び一般家庭などにある既存の非防災のソファや椅子の側地を張替えることにより、防災化するための防災性能を有する側地であり、約

4年強、普及に向けた活動を行ってきましたが、使用中の椅子を張替えるのは一般家庭が多く、ホテルや施設等は新品での納入が大半であることから、これも普及には至っていません。

これに対し、この度、「張替用布張家具等側地」の適用範囲を拡大し、既存の非防炎の製品及び新規の製品も含めて防炎化するための防炎性能を有する側地として、「布張家具等完成品側地」に改訂、防炎製品とし、平成30年4月1日より施行することとしました。

この規格案は、平成29年10月13日布張家具等部会で事業者の方から提案があり、審議の結果、完成品の防炎性能は同等で、一般住宅を含め、ホテル・施設等の1脚単位の防炎品の要求にも応えることができるため、防炎品の普及に資するとの意見が多数を占め、防炎製品に追加することになったものです。

2. 試験方法と合否基準について

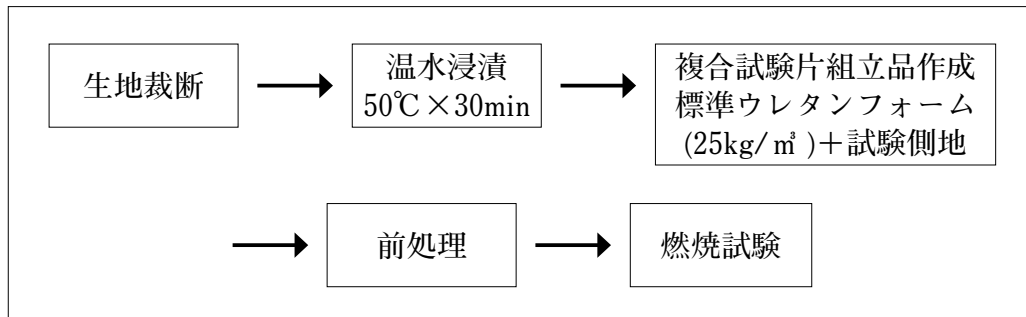
従来の布張家具等側地及び布張家具等完成品及び張替用布張家具等側地と新たに追加した「布張家具等完成品側地」の性能試験基準は以下の通りです。

			性能試験基準・認定特記	
			試験方法	試験体（試料）
現行基準	布張家具等側地		* 45° エアーミックスバーナー金網法	35×25cm～3 体 (側地 1 m ² 以上)
	布張家具等 (完成品)		* クレビスバーナー法 * クレビスたばこ法	詰物を側地で覆った状態で 30×30×7.5cm 座部・背部 3 組の完成品同等の 複合試験片組立品で試験実施
			* 布張家具等の側地及び完成品それぞれの試験に適合することが必要。	
	張替用布張家具等側地		* クレビスバーナー法 * クレビスたばこ法	30×30×7.5cm 標準発泡詰物を側地で覆った 座部・背部 3 組の複合試験片 組立品で試験実施 (側地 4 m ² 以上)
		* この防炎製品は平成30年 3 月31日付で廃止する。 但し、認定した製品は、布張家具等完成品側地の側地試験に適合すれば、布張家具等完成品側地として認定する。		
新規追加	布張家具等完成品側地	側地試験	* 45° エアーミックスバーナー金網法	35×25cm～3 体 (側地 1 m ² 以上)
		完成品試験	* クレビスバーナー法 * クレビスたばこ法	30×30×7.5cm 標準発泡詰物を側地で覆った

			座部・背部3組の複合試験片組立品で試験実施 (側地 4 m ² 以上)
			*側地試験及び完成品試験それぞれの試験に適合することが必要。

詳細は「防災製品性能試験基準」を参照願います。

- ・ 現行の布張家具等（完成品）の試験と布張家具等完成品側地（を使った完成品）の試験は、同じ試験、同じ合否基準としています。
- ・ 布張家具等は側地、発泡詰物（軟質ウレタンフォーム）共、完成品同等の複合試験片組立品で試験をするのに対し、布張家具等完成品側地は、側地と標準発泡詰物（軟質ウレタンフォーム、見かけ密度：25kg/m³）の複合試験片組立品で試験を行います。
- ・ 検討の結果、比較的燃焼性の高い見かけ密度25kg/m³の軟質ウレタンフォームを標準とすることで、現行と同等の合否基準で完成品の防災性能の評価ができます。
- ・ また、現行基準では、申請者が完成品同等の複合試験片組立品6体を作成する必要がありましたが、布張家具等完成品側地は、試験用試料として4 m²以上（幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの）を提出するのみで、防災協会が複合試験片組立品を作成し、試験をしますので、かかる工数が大幅に緩和されます。
- ・ 試験用試料 4 m²以上提出後の防災協会の作業



3. 布張家具等完成品側地事業の認定の運用について

布張家具等完成品側地の事業の認定は以下のように運用します。

- ①製造事業者として、自社で布張家具等完成品側地の認定を取得し、布張家具等（完成品）を製造または既存の非防災の製品を張替える。
ラベル管理も行い、布張家具等及び防災化した椅子・ソファ等にラベル表示する。
 - ②製造事業者として、他の製造事業者の布張家具等完成品側地認定品を使用し、布張家具等（完成品）を製造または既存の非防災の製品を張替える。
- ・ 自社での品質管理（品質管理のための試験頻度を含む）が必須なため、自社の布張家具等完成品側地として認定を取得し、布張家具等及び防災化した椅子・ソファ等に自社のラベル表示する。

- ③布張家具等側地の単純縫製事業者として、他の製造事業者の布張家具等完成品側地認定品を使用し、布張家具等（完成品）を製造または既存の非防災の製品を張替える。
- ・当該製造事業者を単純縫製事業者として認定申請を受付け、認定審査し布張家具等完成品側地防災品取扱いの資格を与える。

ラベル管理も行い、布張家具等及び防災化した椅子・ソファー等にラベル表示する。

- ④布張家具等完成品側地の認定は、製造事業者（製造あるいは輸入）が取得し、布張家具等（完成品）を製造または既存の非防災の製品を張替え事業を行う単純縫製事業者に材料ラベルを付け、認定された材料を提供することができます。

従来の布張家具等側地認定品を用いた「張替用布張家具等側地の検証試験」の結果を参考に、布張家具等完成品側地の開発をお願いします。

張替用布張家具等側地の検証試験結果（布張家具等完成品側地も同様です）

側 地（9種類）			ウレタンFLW		ウレタンTLW	
			密度20kg/㎡		密度25kg/㎡	
			合 否			
			クレビス たばこ法	クレビス バーナー法	クレビス たばこ法	クレビス バーナー法
認 定 品	1	毛100%	○	○	○	○
	2	アクリル系88％／毛12%	○	△	○	×
	3	アクリル系70％／毛30%	○	○	○	○
	4	アクリル系50％／ポリ エステル50％	○	×	○	×
	5	難燃ポリエステル100％	○	×	○	×
	6	塩ビレザー	○	○	○	○
	7	アクリル系30％／ポリ エステル50％／レーヨン20％	○	○	○	○
	8	ポリエステル100％（防 炎加工）	○	×	○	×
一 般	9	ポリエステル100％ 非 防災	○	×	○	×

○：適合 ×：不適合（完成品の適合：クレビスバーナー法とたばこ法ともに合格）

△：適合であるが残炎・残じん時間が30秒以上のもの

＜クレビスバーナー法＞

バーナーの先端をクレビスの周囲のへりから50mm以上隔たった位置に軽く接するようにして、炎の長さ24mmで30秒間加熱した後、残炎時間及び残じん時間を測定する。

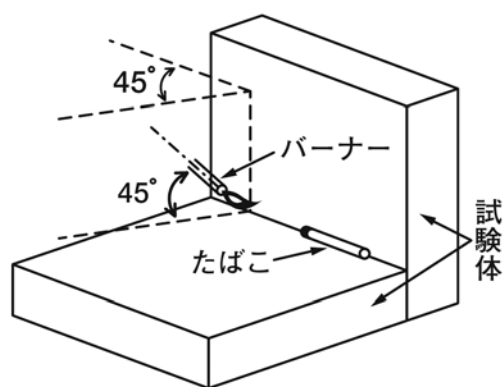
* 残炎時間 ≤ 120秒、残じん時間 ≤ 120秒

＜クレビスたばこ法＞

クレビス上の、試験体の端から50mm以上隔たった位置で、クレビスバーナー法接炎部から100mm以上離してたばこを置いた後、1時間の間において、発炎及び進行するくすぶりが認められないこと。

＜燃焼の確認＞

* 火源にたばこ及びバーナーを用いる試験終了後、直ちに試験体を解体し、内部において発炎及び進行するくすぶりが認められないこと。



まとめ

- 1) クレビスたばこ法では、すべて適合する。
- 2) クレビスバーナー法において、ウレタンフォーム（密度2種類）による違いはほとんどない。
No.2 のみ両方で若干の差があり、密度20kg/m³のウレタンフォームで、不適合に近い適合となった。
- 3) 溶融性のポリエステル側地 No.5, 8, 9 は、クレビスバーナー法で側地が溶融し、ウレタンに着炎したため不適合となった。
- 4) 溶融性のポリエステル50%程度含有する側地でも自己消火性のあるアクリル系と炭化型のレーヨンとの複合で適合となりうる（No.7）。
- 5) 非溶融性の側地 No.1, 3, 7 は、自己消火性とバリア性でウレタンフォームに着炎せず適合となった。

※ 以上ご不明な点は当協会技術部（TEL 03-3246-0624）までご相談ください。

防災講座随時募集

平成29年度実施結果及び平成30年度開講予定

(公財)日本防災協会 総務部

1 防災講座概要

私たちは燃えやすいものに囲まれて生活しています。日常生活でのちょっとした不注意による失火が原因となって、多くの火災が発生しています。防災性能を有する防災品は、火災の初期段階では、火災の発生を防止し、延焼拡大を抑制または阻止する効果があり、また、防災効果により火災の成長を抑制することで、初期消火や避難などの火災対応を行う貴重な時間的余裕をもたらします。

公益財団法人日本防災協会では、「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について（平成19年3月20日付け消防庁予防課長通知）」を受けて、消防職員をはじめ、火災予防に取り組む地域の消防団、自主防災組織及び女性防火クラブ等を対象に、防災品の必要性・有効性などの理解を深めていただくため、防災講座を開催しています。

防災講座のテキストとして消防職員向けの「防災の手引き」と消防団員、自主防災組織及び女性防火クラブ員等向けの「身の回りの防災化による防火の推進」を作成し、講座に合わせ配布するとともに、講師として防災に詳しい協会職員等を協会の負担で派遣しています。

また、防災講座では、防災に関するプレゼンテーション用ソフトを使用した講義に加え、防災に関する知識・技術等を収録したDVDの活用、防災品と非防災品の布を用いた燃焼比較実験の実施、奏功事例の紹介など受講者の方々に分かりやすい内容となるよう努めています。

防災講座のコース及び内容等

コース別	教育・研修等の内容（例）	教育・研修の時間
専 門	① 防災制度	1 時間～ 1 時間30分程度
	② 防災技術	1 時間程度
	③ 防災効果等	30分程度
	合 計	2 時間～ 3 時間を超えない程度
一 般	身の回りの防災化の推進全般	1 時間～ 1 時間30分程度 主催者と協議して決定

2 平成29年度防災講座の開講結果

コース別	実施主体・受講対象者	開催回数	受講人数
専 門	消防大学校	2	97
	消防学校	13	617
	消防本部職員	15	694
	その他（県工業技術センター）	1	26
一 般	消防団員・自主防災組織・女性防火クラブ等	70	4,244
合 計		101	5,678

3 平成30年度防災講座の開講予定

本年4月末日現在の開講予定は以下のとおりです。

コース別	実施主体・受講対象者	開催回数	受講予定人数
専 門	消防大学校・消防学校・消防本部・その他	19	1,000
一 般	消防団員・自主防災組織・女性防火クラブ等	33	2,431
合 計		52	3,431

* 現在、平成30年度の開催について募集していますので、協会担当にご相談ください。
(協会ホームページ参照 <http://www.jfra.or.jp>)

4 これからの防災講座

平成30年度の防災講座については、本年1月下旬にご案内し、随時応募を受け付けていますが、協会では予算の範囲内でより多くの方々に防災講座をご活用いただけるよう平成30年7月には改めて追加募集を行う予定としており、開催回数をさらに増やすなど、防災講座の拡充を図ることとしています。

今年度、開講をご希望される消防学校、消防本部、女性防火クラブ等におかれましては、開催日時、受講人数、開催会場及び費用負担等についてご不明の点がございましたら、協会までお気軽にご相談いただきますようご案内いたします。

また、平成20年から活用している消防職員向けテキスト「防災の知識と実際」を職員が実務においてより使いやすいよう見直しを行い、コンパクトな「防災の手引き」として改訂を行いました。



平成30年度 防災加工専門技術者講習会等の開催について

(公財) 日本防災協会 管理部

(公財) 日本防災協会は、平成30年度の防災加工専門技術者講習会及び防災加工専門技術者再講習を次のとおり開催します。

(1) 防災加工専門技術者講習会

区 分		新 規 講 習 会
目 的		防災物品の製造又は防災処理における品質管理に当たる防災加工専門技術者の養成のための講習を行います。
受 講 料		30,000円+2,400円(消費税)=32,400円 天災等のため受講できない場合を除き、本人の都合で欠席する場合は前日迄にご連絡下さい。それ以外の場合は返金いたしませんので、予めご了承下さい。
東京会場 (70名) *注	実 施 月 日	7月19日(木)・20日(金)(2日間)
	講 習 会 場	フォーラムミカサ エコ 東京都千代田区内神田1-18-12 内神田東誠ビル
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 管理部 TEL03-3246-1663 〒103-0022 FAX03-3271-1692 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル 9F
	申 込 期 間	4月1日～7月5日(定員に達し次第締切ります)
大阪会場 (60名) *注	実 施 月 日	10月17日(水)・18日(木)(2日間)
	講 習 会 場	大阪マーチャндаイズ・マート(OMM)ビル 大阪府大阪市中央区大手町1-7-31
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 大阪事務所 TEL06-6947-8844 〒540-0011 FAX06-6947-8846 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル
	申 込 期 間	7月1日～10月4日(定員に達し次第締切ります)

*注：() は定員

(2) 防災加工専門技術者再講習

区 分		再 講 習
目 的		防災加工専門技術者講習修了証又は資格証を有する者を対象に防災に関する知識及び技能の更新を図るため5年以内ごとに受講する講習を行います。
受 講 料		9,000円＋720円（消費税）＝9,720円 天災等のため受講できない場合を除き、本人の都合で欠席する場合は前日迄にご連絡下さい。それ以外の場合は返金いたしませんので、予めご了承下さい。
大阪会場 (90名) *注	実 施 月 日	7月13日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	大阪マーチャンダイズ・マート（OMM）ビル 大阪府大阪市中央区大手町1-7-31
	受 講 申 込 先	（公財）日本防災協会 大阪事務所 TEL06-6947-8844 〒540-0011 FAX06-6947-8846 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル
	申 込 期 間	4月1日～7月6日（定員に達し次第締切ります）
福岡会場 (50名) *注	実 施 月 日	9月14日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	福岡県消防会館3階 中会議室 福岡県福岡市博多区中洲中島町3-10
	受 講 申 込 先	（公財）日本防災協会 九州事務所 TEL092-271-4525 〒810-0802 FAX092-284-6350 福岡県福岡市博多区中洲中島町3-10
	申 込 期 間	4月1日～9月7日（定員に達し次第締切ります）
東京会場 (75名) *注	実 施 月 日	10月12日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	フォーラムミカサ エコ 東京都千代田区内神田1-18-12 内神田東誠ビル
	受 講 申 込 先	（公財）日本防災協会 管理部 TEL03-3246-1663 〒103-0022 FAX03-3271-1692 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル 9F
	申 込 期 間	4月1日～10月5日（定員に達し次第締切ります）

*注：（ ）は定員

平成30年度事業計画書・収支予算書

(公財)日本防災協会

＜平成30年度事業計画書＞

I 基本的運営方針

火災の延焼・拡大の防止に大きな効果があり、避難等にも有効な防災品の総合的な品質管理及びその適正な普及等を図ることにより、火災による国民の生命・財産等の被害の抑制・減少に貢献し、もって社会公共の福祉の増進に寄与する。

このため、より効率的な防災性能確認試験業務及び防災ラベル交付業務を推進するとともに、防災品関連事業者への指導等品質管理業務並びに防災に関する技術開発業務及び普及・広報業務を推進する。

特に平成30年度においては、防災品の防災性能の品質管理の一層の適正化を引き続き推進するとともに、試験体制の充実強化を図る。

II 事業

1 共通事項

- (1) 防災品の品質確保及び普及促進を図るため、部会活動等を中心とした防災事業関係者との情報交流等の促進、事業所調査等必要な指導活動の強化及び消防機関との連携に努める。
- (2) 品質管理本部を中心として、防災品の品質管理の徹底を図る。

2 法人管理業務

- (1) 防災事業の発展と防災品の品質確保等に寄与した者の顕彰を行い、防災品に対する社会的信頼性の向上等に資する。
- (2) 会員に対し協会の活動に関する情報の提供等を行うとともに、協会の目的達成に必要な範囲において業務上の便宜を講ずるなど、会員制度の適切な管理に努める。
- (3) 会員、防災事業関係者、消防関係者等相互間の交流及び情報交換等を図る。

3 普及・広報業務（公益目的事業・収益事業1）

防災品に関する適切な理解を広め、防災品の普及につなげるために以下の方策を実施する。

- ① 防災品に関する知識の普及、正確な認識の浸透を図るための防災講座やその他の講習会の充実

- ② バリアフリー展、その他の展示会を含む各種イベントへの参加
- ③ 消防機関が行う住民向けイベント等で活用する防災広報支援資機材、防災品等の提供
- ④ 特別支援学校等に対する防災製品の提供
- ⑤ 防災品取扱い店舗情報の提供やインターネットツールを活用したホームページの情報発信機能の向上
- ⑥ 消防関係各種会議への参加
- ⑦ 大学、消防機関、消費者団体等と連携した防災品の普及

4 技術・試験業務（公益目的事業・収益事業1）

※特に表示していないものは、「公益目的事業」及び「収益事業1」である。

- (1) カーテンの防災性能経年変化の調査を継続（9年目）して実施する。（公益）
- (2) 防災品の開発及び防災性能基準、防災性能試験方法の検討を行う。
- (3) 国内外の防災規制・規格等の情報収集、分析及び情報の提供に努める。
 - ① 防災薬剤等の規制動向に関する国内外の情報収集及び情報提供
 - ② 防災品に関する海外の法規制等の情報提供
- (4) 防災品を取り巻く環境変化に応じ、試験実施体制の強化を図る。
 - ① 東京試験室及び大阪試験室間の業務平準化の推進及び試験業務処理の一層の迅速化のための体制強化
 - ② 熱溶融性繊維の燃焼試験法に関する調査研究の推進
 - ③ 防災性能に係る耐洗濯性能の基準で定める「同等以上の洗濯性能基準」の検討を行う
- (5) ISO/TC94/SC14等の消防隊員用個人防護装備に関連する審議に対応する。（収益1）

5 管理業務（公益目的事業・収益事業1・収益事業2）

※特に表示していないものは、「公益目的事業」及び「収益事業1」である。

- (1) 防災性能確認審査申請について、申請相談への適切な指導及び迅速な審査を実施する。（公益）
- (2) 防災事業者への防災品に係る品質管理指導の強化により、品質の向上と信頼性を確保する。
 - ① 防災品に係る抜取・試買試験の実施
 - ② 防災品に係る事業者への随時調査・指導の強化、充実
 - ③ 防災カーテンのトレーサビリティ確保のための補助ラベルを継続支給（公益）
 - ④ 裁断・施工・縫製業者に対する防災ラベルの表示・管理についての講習会の継続実施（公益）
- (3) 防災品ラベル交付業務の更なる効率化・安定化を図る。
- (4) 防災事業者における防災性能試験等の技術・技能及び業務知識の向上を支援する。
 - ① 防災事業者を対象とした防災性能試験等実地講習会の開催
 - ② 防災品に係る業務・技術講習会の協力・支援

- (5) 防災加工専門技術者育成のための防災加工専門技術者講習会、再講習会を開催する。(収益2)

〈平成30年度収支予算書（正味財産増減予算書）〉

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
① 基本財産運用益	1,519		621	2,140
② 受 取 会 費	19,960		19,960	39,920
③ 事 業 収 益	547,512	259,700		807,212
④ 雑 収 益	284	516		800
(1) 経 常 収 益 計	569,275	260,216	20,581	850,072
① 事 業 費	604,112	220,868		824,980
② 管 理 費			24,046	24,046
(2) 経 常 費 用 計	604,112	220,868	24,046	849,026
当期経常増減額	△ 34,837	39,348	△ 3,465	1,046
2 経常外増減の部				
(1) 経 常 外 収 益	0	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	16,455	△ 19,921	3,465	0
当期一般正味財産増減額	△ 18,382	19,428	0	1,046
一般正味財産期首残高	571,858	103,653	217,169	892,680
一般正味財産期末残高	553,476	123,081	217,169	893,727
正味財産期末残高	553,476	123,081	217,169	893,727

備考 上記数字は千円単位の表示となるよう四捨五入していますので表面上合計が合わない箇所があります。

「バリアフリー 2018」 出展報告

(公財)日本防災協会 広報室

平成30年4月19日(木)から21日(土)までインテックス大阪に於いて「バリアフリー2018」が開催されました。

“高齢者・障がい者の快適な生活を提案する総合福祉展”として毎年開催される「バリアフリー2018」に今年も出展いたしました。来場者は主に、介護・病院・施設職員をはじめ、障がい者とその家族、学生、住宅関連企業の方、また一般のシニア層の方やご家族連れの方々です。今年の来場者数は88,260人（主催者発表）と盛況でした。

協会ブースでは今年も各種防災品の展示、奏効例等のパネル展示、DVD映像展示、燃焼比較実験を行い協会ブースには大勢の方にお立ち寄りいただき防災品の種類や実物の手触りなども実感していただく事ができました。



協会ブース

また、今年も例年同様、防災品認知度アンケートを行い、御来場の方々がどれ位防災品を知って（使って）いただいているのかを調査しました。

燃焼比較実験には大勢の方が興味を示し、防災品と一般品の燃え方の違いを実際に目にしていただき、防災の効果を確認していただく事ができました。



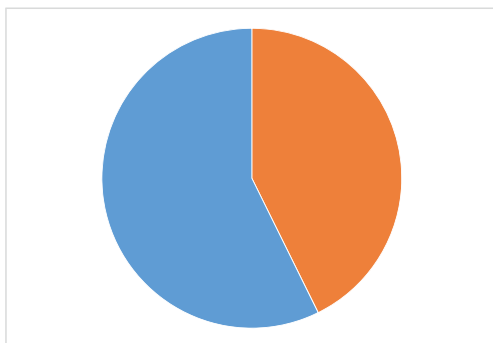
燃焼比較実験を実演中

バリアフリー展は関西地区での大きな展示会ですが、関東でも東京ビッグサイトに於いて10月10日(水)から12日(金)まで“国際福祉機器展”が開催されます。こちらにも出展（住宅防火推進協議会として）いたしますのでお近くの方は是非ご来場下さい。

認知度アンケートの結果は以下のとおりです。

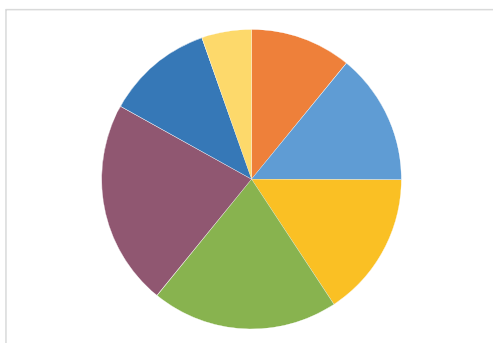
認知度アンケート
集計総数1,117 (4/19 : 349 4/20 : 341 4/21 : 427)

Q1. あなたの性別は



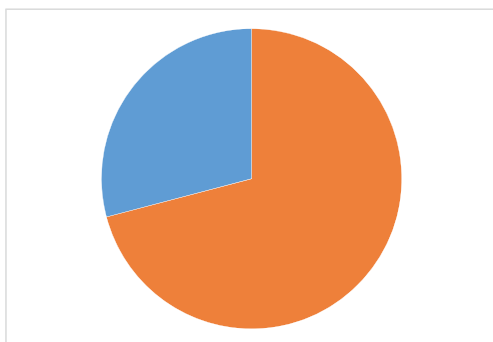
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	男性	477	42.7%
2	女性	640	57.3%
	計	1,117	100.0%

Q2. あなたの年齢は



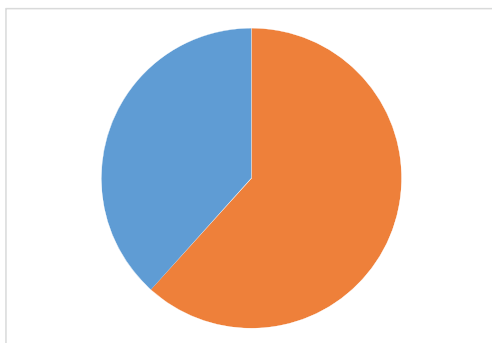
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	10代	122	10.9%
2	20代	158	14.1%
3	30代	175	15.7%
4	40代	225	20.1%
5	50代	248	22.2%
6	60代	129	11.5%
7	70代以上	60	5.4%
	計	1,117	100.0%

Q3. “防災”（ぼうえん）ということばをご存知ですか



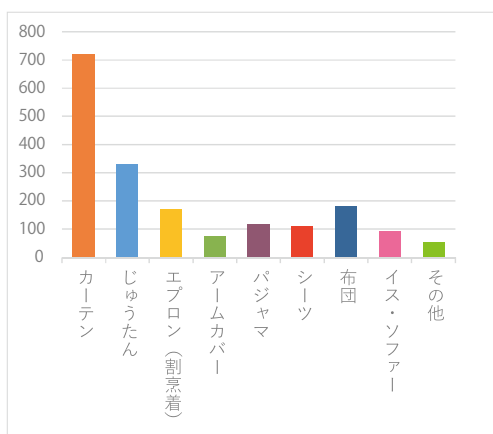
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	はい	792	70.9%
2	いいえ	325	29.1%
	計	1,117	100.0%

Q4. “防災品”をご存知ですか



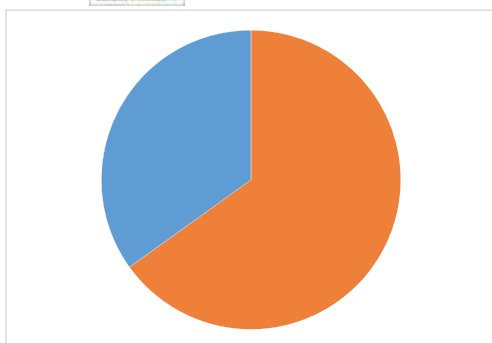
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	知っている	689	61.7%
2	知らない	428	38.3%
	計	1,117	100.0%

Q5. どの“防災品”をご存知ですか



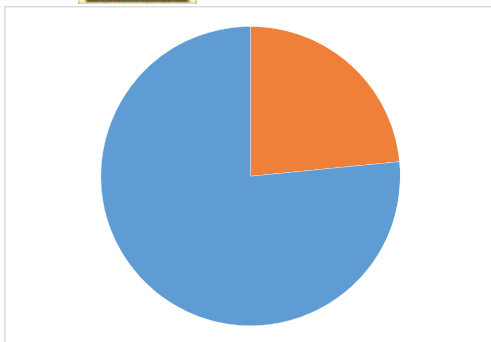
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	カーテン	720	38.6%
2	じゅうたん	332	17.8%
3	エプロン（割烹着）	173	9.3%
4	アームカバー	74	4.0%
5	パジャマ	118	6.3%
6	シーツ	112	6.0%
7	布団	183	9.8%
8	イス・ソファア	95	5.1%
9	その他	56	3.0%
	総計	1,863	100.0%

Q6. このラベルをご存知ですか



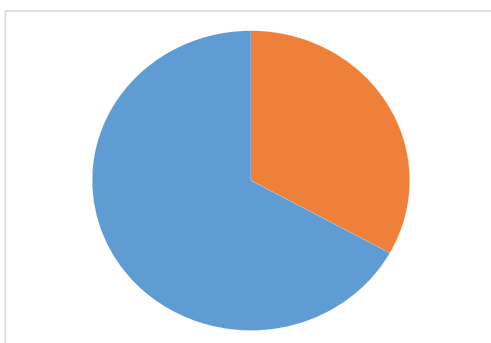
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	はい	727	65.1%
2	いいえ	390	34.9%
	計	1,117	100.0%

Q7. このラベルをご存知ですか



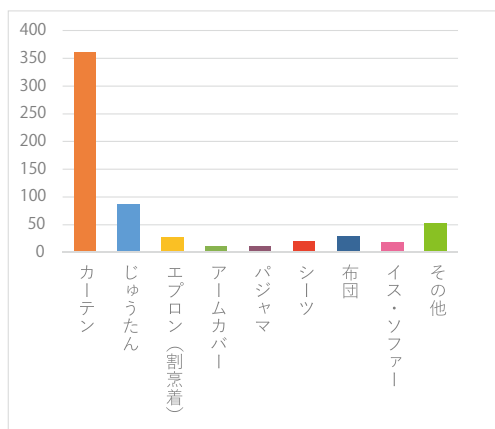
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	はい	262	23.5%
2	いいえ	855	76.5%
計		1,117	100.0%

Q8. 防災品をすでにお使いですか



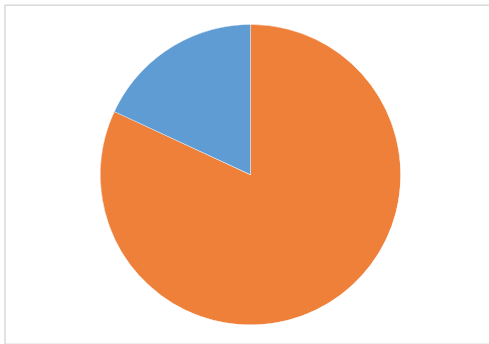
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	使用している	369	33.0%
2	使用していない	748	67.0%
計		1,117	100.0%

Q9. どの防災品をお使いですか



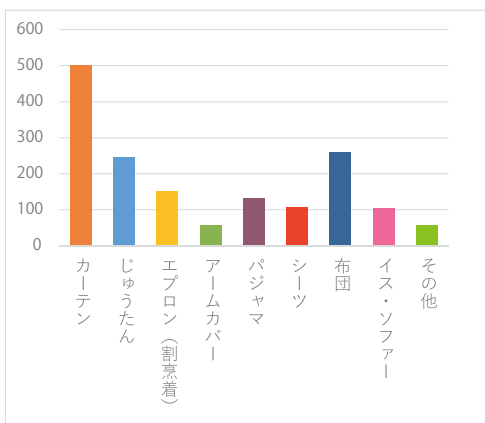
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	カーテン	360	58.2%
2	じゅうたん	87	14.1%
3	エプロン (割烹着)	27	4.4%
4	アームカバー	12	1.9%
5	パジャマ	11	1.8%
6	シーツ	20	3.2%
7	布団	30	4.8%
8	イス・ソファ	19	3.1%
9	その他	53	8.6%
総計		619	100.0%

Q10. 防災品を使ってみたい（購入したい）と思いますか



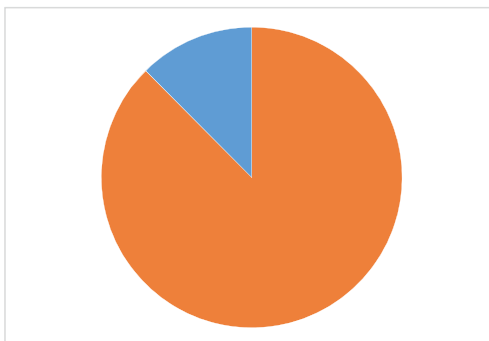
No.	選択肢	回答数	回答比率
1	思う	915	81.9%
2	思わない	202	18.1%
	計	1,117	100.0%

Q11. どの防災品を使ってみたい（購入したい）と思いますか



No.	選択肢	回答数	回答比率
1	カーテン	500	31.0%
2	じゅうたん	245	15.2%
3	エプロン (割烹着)	153	9.5%
4	アームカバー	58	3.6%
5	パジャマ	132	8.2%
6	シーツ	108	6.7%
7	布団	259	16.0%
8	イス・ソファア	103	6.4%
9	その他	56	3.5%
	総計	1,614	100.0%

Q12. 防災品を家族や知人に勧めたいですか



No.	選択肢	回答数	回答比率
1	はい	978	87.6%
2	いいえ	139	12.4%
	計	1,117	100.0%

防災北から南から・防災西から東から

わがまちの火災予防「防災普及啓発」 ～あなたのおうちはべっちゃない？～

加古川市防災センター

加古川市防災センターでは、市民に対する防災普及啓発活動を推進しています。



加古川市は、瀬戸内海の播磨灘に面する気候の穏やかなまちで、市中心部を兵庫県最大の一級河川加古川が貫流しています。市の人口は約26万人で、駅前の商業エリアを中心に住宅が建ち並び、南部の沿岸地域には重工業地域、北部地域には田園や里山などの原風景が広がる我が国の縮図のようなまちとなっています。

加古川市防災センターは、阪神淡路大震災を契機として開設された体験型の学習施設で、館内では消火器や消火栓を使った消火体験、煙避難体験や地震体験ができるほか、住宅用火災警報器や消火器などさまざまな防火関連機器の展示などを行っており、総合的に防火防災を学べる施設として運営しています。

このたび、日本防災協会から数々の展示用防災品の提供を受け、防火学習のさらなる充実を図ることができました。

このことによって、来館者は防災品を直接手にとって見ることができ、防災品をより身近なものと感じていただくことができるようになりました。また、防火管理者講習会をはじめとした市民向けの防火防災講習会などで、防災品と非防災品の着火試験を実施することで、多くの方々に防災品の効果を体感してもらうことができるようになり、今すぐできる火災予防として防災普及啓発を推進しています。



防災センターでは、これからも訪れた市民に「あなたのおうちはべっちゃない？」と、地元で親しまれている播州弁で語りかけ、市民の防火意識向上を目指します。

※「べっちゃない」は播州弁で「別荘がない＝大丈夫」の意味

防災北から南から・防災西から東から

堺市消防局の防災製品普及啓発に係る取り組みについて

堺市消防局

堺市消防局では、防災製品の普及による火災予防の減少を目標に、各種イベント等で防災品の積極的な普及啓発活動を行っています。その中で、平成29年度中に行った主な取り組みをご紹介します。

1 東老人福祉センターで行われた防火講演で防災品を紹介（堺市東消防署）

堺市東消防署が毎年行っている東老人福祉センターでの防火講演は、施設利用者に対して、住宅用火災警報器の設置や維持管理の重要性と、防災品の紹介を行っています。

堺市東消防署が管轄している東区では、以前に高齢者の服に火がつく事故が立て続けに起こりました。防災品のことをもっと知ってもらいたいと講演内容に盛り込んだところ非常に好評で、以降毎年防災品の説明を行っています。



実際に着用して防災品をPR

2 消防局庁舎に無煙燃焼実験結果を展示（堺市消防局）

堺市消防局では、庁舎1階のエントランスホールに火災予防啓発を目的とした展示ブースを設けており、今回は火災原因の上位を占める「たばこ火災」にスポットを当て、たばこを発火源として燃焼していく座布団を時系列で展示し、火の不始末の恐ろしさが目に見えて分かるよう構成しました。あわせて防災性能を有した座布団でも同様の実験を行っており、非防災品との違いは歴然です。



防災北から南から・防災西から東から

説明文の右下にあるQRコードを読み込むと、燃焼実験の様子を動画で見ることができます。この動画は当消防局ホームページやYouTubeでも見ることができ、来庁者以外の方にも広く防火を呼び掛けています。

当局では今年度から予防部に調査担当を配置しており、火災原因を踏まえた火災予防啓発の充実に向け一層取り組んでいきます。

さあ！消防署へ行こう！ むさしの消防フェスタ2018

東京消防庁武蔵野消防署

当署では3月4日(日)、春の火災予防運動に伴い「さあ！消防署へ行こう！」をキャッチフレーズに「むさしの消防フェスタ2018」と題し庁舎開放を実施しました。

応急救護訓練・通報訓練・初期消火体験・煙体験・広報コーナーの5ヶ所をスタンプラリー形式で体験してもらい、全て終了した子供達にはオリジナル缶バッ

※ 堺市消防局ホームページ「動画紹介(火災)」のアドレスはこちらです。

・座布団燃焼実験(3分31秒)

(http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/shobo/shokai/doga/kasai/muen_nensyou/zabuton.html)

・防災座布団燃焼実験(1分15秒)

(http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/shobo/shokai/doga/kasai/muen_nensyou/bouen_zabuton.html)

ジがプレゼントされ、親子で楽しく防火・防災体験をしていました。また、第八方面消防救助機動部隊によるドラッグショベルの展示・演技、消防・救助演技、消防技術安全所による実験、TEAM299(日本救助犬協会)の災害救助犬による演技等、多くのイベントを実施しました。

メインイベントである「消防車両VSこども達」の綱引き大会では多くの子供達が参加して大盛況となりました。

来場者アンケートでは「体験できる場所が沢山あって子供は楽しく過ごせ、大人にとってもためになりました。」との嬉しい意見がありました。



消防協会ニュース

◇ 協会人事異動 ◇

退 職

平成30年 3 月31日

若井 登喜雄 (東京試験室技術部
主査)

金子 隆英 (大阪試験室技術部
主査)

矢作 寛之 (総務部主査兼技術部)

吉村 恵子 (技術部)

平成30年 4 月30日

加倉井 範子 (総務部)

採 用

平成30年 2 月 1 日

東京試験室技術部主査 坪谷 奏子

平成30年 3 月 1 日

大阪試験室技術部主査 宮口 裕
総務部主任 佐々木 祐紀

平成30年 4 月 1 日

技術部主査 新村 弘
総務部主査兼技術部 大森 俊介

◇ 新年賀詞交歓会

日 時：平成30年 1 月12日(金)

会 場：如水会館

◇ 月例会議

日 時：平成30年 1 月16日(火)

会 場：協会会議室

◇ 防災講座

日 時：平成30年 1 月19日(金)

会 場：札幌白石区防火委員会

◇ 防災講座

日 時：平成30年 1 月25日(木)

会 場：和歌山県消防学校

◇ 防災講座

日 時：平成30年 1 月26日(金)

会 場：消防大学校

◇ 防災講座

日 時：平成30年 1 月27日(土)

会 場：昭和女子大学

◇ 防災ニュース編集委員会

日 時：平成30年 1 月30日(火)

会 場：協会会議室

◇ 防災講座

日 時：平成30年 1 月31日(水)

会 場：さいたま市消防局

◇ 防災講座

日 時：平成30年 2 月 1 日(木)

会 場：十和田地域消防安全管理協会

◇ 防災講座

日 時：平成30年 2 月 2 日(金)

会 場：茨城県立消防学校

◇ 防災講座

日 時：平成30年 2 月 2 日(金)

会 場：周南市消防団

◇ 住宅防火防災推進シンポジウム

日 時：平成30年 2 月 3 日(土)

会 場：兵庫県尼崎市
あましんアルカイックホール

◇ 防災講座

日 時：平成30年 2 月 6 日(火)

会 場：白老町消防本部

◇ 防災講座

日 時：平成30年 2 月 6 日(火)

会 場：横浜市瀬谷消防署

◇ 防災講座
日 時：平成30年 2 月 7 日 (水)
会 場：枚方寝屋川消防組合消防本部

◇ 防災講座
日 時：平成30年 2 月 9 日 (金)
会 場：備北地区消防組合

◇ 月例会議
日 時：平成30年 2 月13日 (火)
会 場：協会会議室

◇ 防護服研究会学術総会
日 時：平成30年 2 月15日 (木)
会 場：(株)ホギメディカル
多目的ホール

◇ 住宅防火防災推進シンポジウム
日 時：平成30年 2 月17日 (土)
会 場：高知県四万十市
四万十市立文化センター

◇ 防災講座
日 時：平成30年 2 月20日 (火)
会 場：埼玉県消防学校

◇ 防災講座
日 時：平成30年 2 月20日 (火)
会 場：山形県消防学校

◇ 防災講座
日 時：平成30年 2 月22日 (木)
会 場：北海道建設業協会

◇ 防災講座
日 時：平成30年 2 月22日 (木)
会 場：尼崎市消防局

◇ 防災講座
日 時：平成30年 2 月23日 (金)
会 場：新座市防火安全協会

◇ 住宅防火対策推進・ケーブルテレビ
防火広報
日 時：平成30年 2 月24日 (土)
会 場：千葉県船橋市
船橋市民文化ホール

◇ 住宅防火防災推進シンポジウム
日 時：平成30年 3 月 4 日 (日)
会 場：沖縄県浦添市
浦添市てだこホール

◇ 防災講座
日 時：平成30年 3 月 4 日 (日)
会 場：福井県消防学校

◇ 広告幕部会
日 時：平成30年 3 月 6 日 (火)
会 場：フォーラムミカサ・エコ
議 題：(1)防災品ラベルの交付状況
(2)広告幕抜取・試買品の防災性
能試験結果
(3)広告幕製造事業者の定期調査
結果

◇ 防災講座
日 時：平成30年 3 月 6 日 (火)
会 場：福山地区消防組合 東消防署

◇ 防災講座
日 時：平成30年 3 月 6 日 (火)
会 場：石狩北部地区消防事務組合

◇ 防災講座
日 時：平成30年 3 月 7 日 (水)
会 場：札幌グランドホテル

◇ 防災講座
日 時：平成30年 3 月 7 日 (水)
会 場：三田市消防本部

◇ 消防防災用品部会

日 時：平成30年 3 月 9 日 (金)
会 場：フォーラムミカサ・エコ
議 題：(1)試験認定状況・難燃剤規制
動向
(2)防火服BーⅡN型の基準
(3)普及・広報活動について

◇ 防災講座

日 時：平成30年 3 月 9 日 (金)
会 場：川崎市中原消防署

◇ 月例会議

日 時：平成30年 3 月13日 (火)
会 場：協会会議室

◇ 防災講座

日 時：平成30年 3 月15日 (木)
会 場：青森県消防学校

◇ 第26回理事会

日 時：平成30年 3 月20日 (火)
会 場：エッサム神田ホール 1号館
議 題：(1)平成30年度事業計画書 (案)
について
(2)平成30年度収支予算 (案) に
ついて
(3)第14回評議員会 (臨時) の開
催について 他

◇ 防災講座

日 時：平成30年 3 月23日 (金)
会 場：堺市消防局

◇ 第14回評議員会

日 時：平成30年 3 月28日 (水)
会 場：エッサム神田ホール 1号館
議 題：(1)評議員会議長の互選につい
て 他
(2)平成30年度事業計画書につい
て
(3)平成30年度収支予算につい
て 他

◇ 年度業務会議

日 時：平成30年 4 月17日 (火)
会 場：協会会議室

◇ バリアフリー展

日 時：平成30年 4 月19日 (木)～21日 (土)
会 場：インテックス大阪

◇ 防災講座

日 時：平成30年 4 月19日 (木)
会 場：山形県消防学校

◇ 防災講座

日 時：平成30年 4 月20日 (金)
会 場：倉敷市防火協会 玉島支部

◇ 防災講座

日 時：平成30年 4 月22日 (日)
会 場：浜田市消防団

◇ 防災講座

日 時：平成30年 4 月25日 (水)
会 場：我孫子市消防本部

防災物品試験番号・防災製品製品番号取得件数
平成30年1月1日～平成30年4月30日

区分	記号	品 目	件 数
防 災 物 品 等	A	カーテン	319
	B	布製ブラインド	51
	C	工事用シート	14
	D	合 板	1
	E	じゅうたん等	297
	F	防 炎 薬 剤	0
		合 計	682



区分	記号	品 目	件 数
防 災 製 品	A	側 地 類	0
	CC	ふ と ん 類	11
	DD	毛 布 類	7
	E	木製等ブラインド	1
	F	テント類・シート類・幕類	163
	G	非 常 持 出 袋	1
	HH	防 災 頭 巾 等	2
	HA	防 災 頭 巾 等 側 地	0
	HB	防 災 頭 巾 等 詰 物 類	0
	J	災 害 用 間 仕 切 り 等	0
	K	衣 服 類	0
	L	布 張 家 具 等	7
	P	布 張 家 具 等 側 地	5
	PA	布張家具等完成品側地	7
	R	自動車・オートバイ等のボディカバー	1
	S	ローパーティションパネル	4
	T	襖 紙 ・ 障 子 紙 等	0
	U	展 示 用 パ ネ ル	0
	V	祭 壇	0
	W	祭 壇 用 白 布	0
	X	マ ッ ト 類	4
	Y	防 護 用 ネ ッ ト	5
	Z	防 火 服	2
	ZA	防 火 服 表 地	0
	ZK	活 動 服	0
	ZS	作 業 服	0
		合 計	220

防災ニュースNo.214 平成30年5月25日発行
(年3回発行)
発行人 丸山 浩司
編集人 栄 文隆
発行所 公益財団法人 日本防災協会
東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL 03(3246)1661 FAX 03(3271)1692
印刷所 オフィス・ワン(有)

業種別防災登録表示者数 (平成30年4月30日現在)					
業 種	製 造 業	防災処理業	輸入販売業	裁断・施工・縫製業	計
防災登録表示者数	576	873	842	31,598	33,889